

申告に必要なもの

確定申告・住民税申告に備えて

収支内訳書事前記帳会

農業、営業及び不動産所得者の方は確定申告、住民税申告の際に収支内訳書を作成し、添付することが義務付けられています。

市では農業、営業及び不動産所得者の方を対象に、次の日程で収支内訳書の事前記帳会を開催しますので、個人での作成が困難と思われる方は、ご参加ください。

記帳会の日程

対象地区	期 日
東川登町・西川登町	2月8日(月)
武内町・若木町	2月9日(火)
武雄町・橘町	2月10日(水)
朝日町・山内町 北方町	2月12日(金)

- 場所 武雄市役所本庁 1階会議室
- 時間 9時30分～16時

- ※ 2月16日からの確定申告、住民税申告受付でも収支内訳書の作成は受け付けます。
- ※ この記帳会は収支内訳書の作成のみ行います。提出は2月16日からの確定申告、住民税申告時となりますので、その際に申告書と一緒に提出してください。

○持参するもの

領収書等収入と経費がわかる書類（農業所得者の方は営農通帳、農協の取引明細集計表（アグネス）を合わせてご持参ください。）

問 政策部税務課

☎(23)9220



担当：菰田

平成21年分

社会保険料控除の証明を郵送します

確定申告の時期が近づいてきました。昨年、国民健康保険及び介護保険の納税・納付証明書は、特別徴収分（年金からの支払い分）と普通徴収分（納付書又は口座振替分）の合計額を証明しておりました。

しかし、特別徴収分については、年金保険者から送付されます「公的年金等の源泉徴収票」の社会保険料金額に記載されていますので、今年

からは普通徴収分のみを記載した証明書（はがき）を対象とされる方に郵送します。郵送時期は1月中旬を予定していますので、確定申告の資料としてご利用ください。

なお、後期高齢者医療保険料の普通徴収分の証明が必要な方は健康課までお問い合わせください。

問 政策部税務課

☎(23)9220

☎(23)9135

さらに便利で使いやすい！
ネットでもどこでも申告・納税。

e-Tax

国税電子申告・納税システム

使って実感！
ネットで申告

～国税電子申告・納税システム (e-Tax) が便利です～

国税電子申告・納税システム (e-Tax) は、国税に関する各種手続（①所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告、②全税目の納税、③申請・届出等）が自宅やオフィスからインターネット等を通じて行うことができます。

～還付申告はお早めに～

平成21年分所得税の確定申告に関する税務署での相談や申告の受付は2月16日(火)からですが、還付を受けるための申告は1月から受け付けています。

3月になりますと、大勢の方が申告されるため、還付金の支払いに1か月～1か月半程度かかることがあります。

還付を受けるための申告書を早めに提出しますと、税金の還付も早くなりますので、早めの申告をお勧めします。

問 武雄税務署 ☎(23)2127

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>